平成２３年（フ）第４９号
愛媛県東温市南方173番地
債務者　小笠原明美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
愛媛県松山市枝松６丁目６番28号　ダイヤモンドベイ枝松203号
債務者　新屋敷なぎさ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原725番地４
債務者　加藤一二三
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
愛媛県松山市小栗２丁目４番５号　西野マンション22号
債務者　藤井　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
愛媛県松山市三町２丁目３番７号
債務者　田原早耶香
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
愛媛県松山市久米窪田町908番地１　メゾンウィステリアＣ―202号
債務者　濱口夕布子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
愛媛県松山市北斎院町462番地
債務者　佐々木千秋
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
愛媛県松山市南斎院町1098番地６
債務者　大西千賀子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
福岡県飯塚市横田15番地７
債務者　森　　良輔
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県嘉麻市下山田585番地
債務者　垣添　　満
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６２号
福岡県飯塚市目尾1254番地23
債務者　中村　幸弘
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６５号
福岡県嘉麻市上山田184番地15
債務者　重永　　愛（旧姓野北）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県田川市大字伊田5063番地
債務者　堀内　義裕
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県田川市大字奈良1797番地８
債務者　氏本志津恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３８号
福岡県田川市大字伊田3481番地　105号、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎１番地
債務者　花田　正則
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５６０号
宮崎市淀川１丁目３番１号　コアマンション淀川ネクステージ601号
債務者　串間真理子（旧姓上池）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
宮崎市神宮西２丁目267番地　神宮ビル402号、前住所宮崎県延岡市片田町2881番地１
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係